

長沼町障がい者活躍推進計画

令和 2 年 4 月

長 沼 町

長 沼 町 長
長 沼 町 議 会 議 長
長 沼 町 教 育 委 員 会
長 沼 町 農 業 委 員 会
長 沼 町 代 表 監 査 委 員
長 沼 町 公 平 委 員 会
長 沼 町 選 挙 管 理 委 員 会

1 はじめに

本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）等に基づき、障害者雇用促進事業の実施など、障がい者雇用に積極的に取り組んできました。

こうした中、平成30年8月に公務部門における障がい者雇用率制度の対象障がい者の不適切な計上が全国的に判明したことを受け、令和元年6月に法改正が行われ、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成しなければならないこととされました。

障がい者の活躍とは、「その障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、全ての障がいのある職員が活躍できるよう、長沼町役場全体を挙げて取り組んでいくことが重要です。

そこで、障がい者の視点に立つとともに、第3次長沼町障がい者基本計画に掲げる「個人の尊厳が守られ、誰もが主体的に生き、支えあい、共生する“ユニバーサル長沼”」の基本理念を踏まえ、このたび、「長沼町障がい者活躍推進計画」を策定しました。

本計画のもと、障がいのある職員を含むすべての職員が働きやすい職場づくりに向けて、取り組んでいきます。

2 策定主体

町役場全体で障がい者の活躍推進に向けた取り組みを推進するため、各任命権者が共同で計画を策定します。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。なお、計画期間内においても、定期的に取り組み状況等を把握・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、庁内イントラネットへの掲載等により、職員に対して周知するとともに、町のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、数値目標の達成状況及び計画に掲げる実施状況等についても、定期的に周知・公表します。

5 長沼町における障がい者雇用に関する現状・課題

長沼町長を任命権者とする機関（長沼町）においては、平成23年度から障害者雇用促進事業を実施しており、令和元年6月1日現在においても法定雇用率を達成しています。

他の任命権者の機関（長沼町議会、長沼町教育委員会、長沼町農業委員会、長沼町代表監査委員、長沼町公平委員会、長沼町選挙管理委員会）においては、任命職員数上、法定雇用義務はありません。

本町では、長沼町長が職員を採用し、他の機関へ出向する任命形式をとっており、他団体と比較すると、採用・定着状況とも順調に推移していますが、障がいのある職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取り組みが必要であります。

6 障がい者の活躍推進に向けた目標

(1) 採用に関する目標

- ① 長沼町においては、各年度6月1日時点の雇用率が法定雇用率以上を目標とし、毎年の任免状況通報により把握・進捗管理します。

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率：3.92%

- ② 他の任命権者の機関においては、在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らないことを目標とします。

(2) 定着に関する目標

- ① 不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とし、人事記録等により定着状況を把握・管理します。

7 障がい者の活躍推進に向けた取り組み

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ① 各任命権者において、総務担当課長等を「障害者雇用推進者」として選任し、全庁的に取り組みを推進します。
- ② 障がいのある職員が5人以上いる機関は「障害者職業生活相談員」を選任し、障がいのある職員の職業生活に関する適切な支援を行います。
- ③ 障がいのある職員本人や、職場で支援に当たる管理監督者等が相談できる窓口を総務担当課に設置します。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて、産業医とも連携を図ります。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ① 現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望も踏まえ、職務整理表等を活用した職務の選定及び創出について検討を行います。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ① 新規に採用した障がい者については、定期的な面談等により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じることとします。なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。
- ② 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないものとします。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ③ 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進します。

8 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律及び「長沼町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障がい者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。